

1 総則

本仕様書は、茨木市（以下「本市」という。）が委託する一般廃棄物処理基本計画策定支援業務に適用する。

受託者は、本仕様書の内容を遵守するとともに、本市に提出する業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。

2 業務の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき平成28年3月に策定した茨木市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画で構成される、以下「現行基本計画」という。）は、令和7年度に計画期間の満了を迎えることから、中間年度に行った見直し内容も考慮しつつ、更なる循環型社会の構築をめざし、今後10年を見据えた新たな計画を策定することで、ごみの減量と再資源化を推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

本市並びに必要なに応じて本市が指示するごみの減量・資源化及び適正処理に関する先進市（他市）における事例を調査・分析することにより、現行基本計画の課題を整理し、次期基本計画（食品ロス削減推進計画を含む）策定に向けた基礎資料の作成を行う。

(1) ごみ量等の現状の把握と社会・経済情勢等を踏まえた将来予測関連業務

- ア ごみ及び資源物の発生量・性状の分析及び将来予測に向けた基礎資料の整理
- イ ごみ処理施設におけるごみ及び資源処理施策について今後の方向性等の検討に向けた基礎資料の整理
- ウ 現行基本計画における点検と総括（目標達成状況の確認等）
- エ ごみの減量・再資源化の具体的施策に向けた基礎資料の整理

(2) ごみ組成調査業務

ア 家庭系ごみ（普通ごみ、粗大ごみ）

(ア) 調査対象地区

市内3地区（1地区あたり約50世帯）

- a 一戸建てを中心とした住宅地区
- b 中高層住宅地区
- c 住商混合地区

(イ) 調査回数及び時期

(ア)において、普通ごみを1回以上（10月等）、粗大ごみを1回（10月）

(ウ) 分類項目

普通ごみ 82 項目（食品ロス組成サンプリング調査項目含む）、粗大ごみ
42 項目の合計 144 項目

イ 事業系ごみ

(ア) 調査対象

一般廃棄物収集運搬許可業者 3 社程度が収集する事業系一般廃棄物

(イ) 調査方法

一般廃棄物収集運搬許可業者 3 社程度が市環境衛生センターに搬入した
事業系一般廃棄物を各社 100 kg ずつ出してもらい、ごみ組成調査を実施

(ウ) 調査回数及び時期

12 回程度（2 月若しくは契約期間中で分割実施）

(エ) 分類項目

普通ごみ 82 項目（食品ロス組成サンプリング調査項目含む）

(3) 市民意向調査（アンケート調査）業務

ア 調査対象

市内在住の 18 歳以上の市民 1,000 人（紙ベース調査）、インターネット 500
人（Web 調査） 計 1,500 人

イ 調査票作成

25 ～ 35 問程度 A4 8 ページ程度

ウ 調査票の送付・回収

アンケート調査に係る費用は委託料に含む

エ 調査結果の集計・分析

(4) 市内事業所のデータ集計・分析

ア 多量排出事業者減量計画書集計ファイル（市貸出提供：エクセル等データ）

(ア) 件数（集計ファイルにある事業者数）

約 120 ～ 130 件／年

(イ) 年数

8 年分（平成 28 年度～令和 5 年度）

(ウ) 計画書のひな形

別添 資料 1 参照

イ 事業所訪問報告書（市貸出提供：エクセル等データ）

(ア) 件数（報告件数）

平成 28 ・ 29 ・ 30 年度：64 ・ 64 ・ 75 件

令和元 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 年度：39 ・ 16 ・ 20 ・ 20 ・ 20 件

(イ) 年数

8 年分（平成 28 年度～令和 5 年度）

(ウ) 報告書のひな形

別添 資料 2 参照

(5) 食品ロス削減推進に資する指標（事業系）の設定等支援業務

ア 業務内容

未設定となっている事業系食品ロス削減推進に資する指標と継続的なモニタリングの仕組みを検討する。

イ 検討方法

国・府の公開データ、他市の調査結果の公開データや、(4)で集計分析した情報、人口統計情報等を基に事業系食品ロス量や割合等を推計し、有用な指標と継続的なモニタリングの仕組みを検討する。

(6) プラスチックの資源化に関する検討支援業務

ア 発生量の推計

本市のごみ排出量及び組成調査結果から、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の発生量を推計する。

イ 分別・収集方法の検討

アで推計した容器包装プラスチック、プラスチック使用製品の排出量を踏まえて、

(ア) 分別方法（容器包装プラスチックとプラスチック使用製品、金属等の混合プラの扱い等）及び回収量の推計

(イ) 収集・運搬方法（拠点回収、ステーション回収等）

(ウ) 中間処理方法（選別方法、ベール化等）

(エ) 中間処理後の残渣の処理方法

を市と協議の上、検討する。

ウ 再商品化手段の検討

再商品化手段（容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法、市が認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法、その他の方法等）について、本市に適している手段を複数ケース設定のうえ、他事例や公開データ等を活用し以下について試算する。

(ア) 経済的影響

(イ) 環境的影響（温室効果ガス排出削減量等）

なお、市内又は市外の間接処理及び再商品化業者への受け入れ意向や処理余力の調査等は含まないものとする。

(7) その他計画支援業務

ア 次期基本計画策定に向けた廃棄物減量等推進審議会（次期基本計画策定に関して2回程度開催予定）等への同席

イ 必要に応じての審議会等における補足説明等支援

ウ 次期基本計画策定に向けた審議会等への資料作成及び会議録作成支援

エ その他必要な事項

5 業務管理

(1) 提出書類

受託者は、契約締結後、次の書類を提出すること。

- ア 取扱責任者及び業務従事者届
- イ 業務技術者届及び経歴書
- ウ 業務着手届
- エ 業務実施計画書
- オ その他本市が必要と認める書類

(2) 進捗管理

ア 本業務の進捗状況の確認及び業務行程での問題や課題の共有・解決等のため、本市から要請があった場合及び受託者が必要であると判断した場合に打合せを実施（おおむね月1回程度を想定）し、打合せから3営業日以内に議事録を提出すること。

イ 本市が業務の途中で中間報告を求めたときは、受託者は中間成果を取りまとめ報告すること。

ウ 上記のほか、本業務の進め方等について、本市担当者と随時綿密な連絡調整を行うこと。

6 業務の完了

(1) 受託者の業務は、次に掲げる成果物を全て本市に納入することによって完了とする。

ア 基礎調査報告書（A4版） 紙媒体 20冊

イ 上記の成果物及びその他本業務に関連して作成した資料等のデータを記録した電子媒体：CD-R等2セット

電子媒体については、ワード・エクセル・パワーポイントなどの本市が編集可能な形式とする。

(2) 受託者は、成果品を納入する際は本市の検査を受けなければならない。検査の結果、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 コンピューターウイルス対策

(1) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを、全てのサーバー及びクライアント端末に導入及び常駐させること。

(2) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。

(3) ウイルス対策ソフトウェアは、ウイルス検出時には担当者に迅速に通知する

と同時に、駆除・削除する機能を有すること。

(4) 年間のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。

8 注意事項

(1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属する。

(3) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。

(4) 本業務の実施に必要な一切の費用は、この仕様書に明記のないものであっても、受託者の負担とする。

9 その他

受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。